

検討課題 5

(事案)

- ① 甲社は、コンビニエンスストアを営んでいるところ、新たに酒類の販売を企図し、A税務署長に対し、酒税法9条1項に基づく酒類販売業免許（一般酒類小売業）の申請を行った（以下「本件申請」という。）。
- ② 甲社の概況、財務状況は、以下のとおり。
- i 代表取締役 X
取締役 Y（Xの妻）
取締役 Z（Xの子）
資本金 100万円
設立後5年目
店舗は、X所有土地を甲社が賃借。
- ii 決算内容
- | 事業年度 | 売上高 | 売上総利益 | 当期損益 | 繰越損益 |
|-------|----------|--------|--------|--------|
| ・ 第1期 | 0円 | 0円 | ▲50万円 | |
| ・ 第2期 | 2億円 | 5700万円 | ▲120万円 | ▲170万円 |
| ・ 第3期 | 2億5000万円 | 7000万円 | 10万円 | ▲160万円 |
| ・ 第4期 | 9200万円 | 2600万円 | 180万円 | 20万円 |
- （*第4期は、決算期を変更し4ヶ月間）
- iii 第3期に、甲社とXは、店舗賃借料を年額ベースで60万円減額した。これにより第3期は黒字となった。
第4期に、決算期を変更するとともに、甲社とX、Y及びZは、その役員報酬を4ヶ月間で160万円減額した。これにより第4期も黒字となった。
これらの減額がなければ、第4期において、200万円の繰越理損失が発生していた。
- ③ A税務署長は、本件申請が酒税法10条10号の「経営の基盤が薄弱である」に該当するとして、拒否処分を行った（以下「本件処分」という。）。なお、同条に関して、別添の解釈通達が存在する。
- ④ 甲社は、本件処分に対し、国税庁長官に対し、審査請求を行った。審査請求の理由は、以下のとおりである。
『本件処分は、違法であり、取消を求める。』
- ⑤ 当該審査請求において、処分庁からは、別添の弁明書が提出された。

(設問)

反論書として、どのような主張が考えられるか。なお、酒税法9条、10条の文言に着目されたい（c f：農地法4条、廃掃法7条5項）

添付資料

- ① 参考通達 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（国税庁平成11年6月25日法令解釈通達）
- ② 弁明書

第10条 製造免許等の要件

酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする申請等があった場合、免許処分時において、申請等の内容が法第10条《製造免許等の要件》各号の要件に該当しないときは免許を付与等する。

1 申請者等に関する人的要件

申請者等に関する人的要件は、申請者等については法第10条《製造免許等の要件》第1号から第8号まで、申請者等の法定代理人（酒類の製造又は販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。以下同じ。）、申請者等若しくは申請者等の法定代理人が法人である場合はその役員又は申請等製造場若しくは申請等販売場の支配人については法第10条第1号、第2号又は第7号から第8号までの規定に該当しないこととする。

第2号関係

1 「その取消しの原因となった事実があった日」の意義

法第10条第2号《製造免許等の要件》に規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、次に掲げる日をいう。

- (1) 偽りその他不正の行為により酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許を受けた場合には、その受けた日
- (2) 国税若しくは地方税に関する法令又は組合法若しくはアルコール事業法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、又は罰金に相当する金額の通告処分を受けた場合には、その各法令に違反した事実があった日
- (3) 法第10条第7号の2に規定する未成年者飲酒禁止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又は刑法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた場合には、その各法令に違反した事実があった日
- (4) 製造者が酒税に係る滞納処分を受けた場合には、その受けた日
- (5) 製造者が令第43条《担保の提供の期限等》第1項の規定に指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしなかった場合には、その指定された期限の日の翌日
- (6) 組合法第84条第2項若しくは第3項《酒税の保全のための勧告又は命令》又は同法第86条の4《公正な取引の基準に関する命令》に基づき命令を受けた場合には、当該命令に違反した事実があった日
- (7) アルコール事業法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可に付された条件に違反し、製造、輸入、販売又は使用の許可の取消しが行われた場合には、当該法令に違反した事実があった日
- (8) 不正の手段によりアルコール事業法に基づく製造の許可又は製造場等の設備の能力等の変更の許可を受けた場合には、その受けた日
- (9) アルコール事業法に規定する許可を受けずに製造場等の設備の能力等の変更を行った場合には、その事実があった日

2 「業務を執行する役員」の意義

法第10条《製造免許等の要件》第2号に規定する「業務を執行する役員」とは、例えば、株式会社における業務を執行する取締役（会社法第2条第12号に定める委員会設置会社における執行役を含む。）、会社法第575条第1項に規定する持分会社における業務を執行する社員又は事業協同組合における理事をいう。

(注) 上記の「業務を執行する役員」に含まれる者については、法第10条第4号に規定する「役員」に含まれるものであることに留意する。

第5号関係

1 「支配人」の意義

法第10条《製造免許等の要件》第5号に規定する「支配人」とは、会社法第11条《支配人の代理権》に規定する支配人をいい、営業主に代ってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する者をいう。

第6号関係

1 「滞納処分を受けた」の意義

法第10条《製造免許等の要件》第6号に規定する「滞納処分を受けた」とは、徴収法第47条《差押の要件》第1項又は第2項の規定により、財産を差押えられたこと（地方税法（昭和25年法律第226号）等の規定により滞納処分の例によることとされた場合の差押えを含む。）をいう。

2 滞納処分を受けてからの期間の計算の取扱い

法第10条《製造免許等の要件》第6号に規定する「免許の申請前2年以内において滞納処分を受けた者」であるかどうかを判定する場合の期間の計算は、滞納処分の終了した日の翌日から起算して、製造免許等の申請書等を受理した日までの期間とすることに取り扱う。

(注) 製造免許等の申請書を受理した日において同号に該当していたが、その後当該製造免許等の申請について処分をしようとする日までに同号に該当しないこととなった場合には同号に該当しないものとして、また、製造免許等の申請書の受理後当該申請者が滞納処分を受けた場合には、同号に該当するものとして、それぞれ取り扱う。

第9号関係

1 「取締り上不適当と認められる場所」の意義

次の一に該当する場合は、法第10条《製造免許等の要件》第9号に規定する「正当な理由がないのに取締り上不適当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合」に該当するものとして取り扱う。

(1) 申請製造場が、酒場、料理店等と同一の場所である場合

(注) 申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合には、必ず図面上で明確に区分させる。この場合、検査取締り上特に必要があると認められるときには、製造場と酒場、料理店等を壁、扉等で区分させる。

(2) 申請販売場が、製造場、販売場、酒場、料理店等と同一の場所である場合

(注) 既存の販売場が、現に酒類の販売を行っていない販売場であって、かつ、次のいずれかに該当する場合は、原則としてこの定めには該当しないものとして取り扱う。

1 店舗又は販売設備が処分されている等により、当該販売場において販売業を再開する見込みがないと認められる場合

2 当該販売場の酒類販売業者が賃貸借契約に基づき建物所有者から建物等を借り受け販売業を行っていた場合において、当該賃貸借契約が解除されており、かつ、建物所有者と申請者との間に新たに賃貸借契約が締結されているとき等、建物等の所有又は賃借の状況等から当該販売場において販売業を再開する見込みがないと認められる場合

(3) 申請販売場における申請者の営業が、販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されていない場合

(注) 例えば、狭い店舗内の一部の陳列棚を賃借等して申請販売場とし、他の業者と同一のレジスターにより代金決済をする場合などは酒類小売業免許の付与はできないのであるから留意する。

第10号関係

1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義

法第10条第10号《製造免許等の要件》に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者等において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。

なお、申請者等が破産者で復権を得ていない場合のほか、申請者等(申請者等が法人のときはその役員(代表権を有する者に限る。)又は主たる出資者を含む。)が次の(1)から(8)の事項のいずれかに該当する場合又は申請者等が次の2から10に掲げる要件を充足していない場合には、申請者等において、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するものとして取り扱う。

(注) 申請者等とは、申請者、申請者が法人のときはその役員(代表権を有する者に限る。)又は主たる出資者をいう。

(1) 現に国税又は地方税を滞納している場合

(2) 申請前1年以内に銀行取引停止処分を受けている場合

(3) 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額(資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金を控除した額とする。以下同じ。)を上回っている場合又は最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている場合

(注) 会社法施行前に終了する事業年度における貸借対照表については、「繰越利益剰余金」とあるのを「当期末処分利益又は当期末処理損失」と読み替える。

(4) 酒税に関係のある法律に違反し、通告処分を受け、履行していない場合又は告発されている場合

(5) 申請製造場又は申請販売場の申請場所への設置が、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、農地法(昭和27年法律第229号)、流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)その他の法令又は地方自治体の条例の規定に違反しており、当該店舗の除却又は移転を命じられている場合

(6) 現に酒類製造免許を受けている酒類に対する酒税につき、担保の提供を命ぜられたにもかかわらず、その全部又は一部の提供をしない場合

(7) 酒類の製造免許を付与することとした場合において、当該製造者が今後1年間に納付すべき酒税額(既免許の酒税額を含む。)の平均3か月分に相当する価額又は製造免許申請書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額(以下「申請酒類の酒税額」という。)の4か月分に相当する価額のうち、いずれが多い方の価額以上の担保を提供する能力がないと認められる者である場合。ただし、申請酒類の酒税額が、製造免許を付与した場合における当該製造者の今後1年間に納付すべき酒税額(既免許の酒税額を含む。)の3割以下であって、当該製造者について申請酒類の酒税額の4か月分に相当する価額以上の担保を提供する能力があると認められる場合は、この限りでない。

(8) 申請酒類小売販売場において酒類の適正な販売管理体制が構築されないことが明らかであると見込まれる場合

(注) 酒類の販売管理に関する取組の方法について審査を行うとともに、必要に応じて、酒類販売管理者の選任、酒類の表示等に関する助言等を行う。

2 酒類製造免許についての取扱い

平成○年度審査請求第○号

審査請求人 甲社

処分庁 A税務署長

弁 明 書

審理員 ○○○○ 殿

処分庁 A税務署長 ○○○○

1 事件の表示

審査請求人甲社（以下「請求人」という。）が、平成○年○月○日付けで提起した、酒税法 9 1 項に基づく酒類販売業免許（一般酒類小売業）拒否処分（平成○年○月○日付け○○第○号）の取消しを求める審査請求

2 審査請求の趣旨に対する意見

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

3 審査請求の理由についての認否

本件処分が違法であるとの点は争う。

4 本件処分に係る事実経緯等

- ① 審査請求人は、平成○○年○月○日、処分庁に対し、酒税法（以下「法」という。）9 条 1 項に基づき、次の内容の酒類販売業免許の申請（以下「本件申請」という。）をした（乙 1）。

販売場の所在地	○○
販売場の名称	○店
販売酒類の種類	全酒類
販売の方法	小売業

- ② 処分庁は、平成○○年○月○日付けで、法 1 0 条 1 0 に該当することを理由として、本件申請を拒否する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした（乙 2）。

- ③ 本件処分当時における酒税法基本通達（平成 1 1 年 6 月 2 5 日酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について。以下「基本通達」という。）は、法 1 0 条

1号に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義について、「事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥があつて、酒類販売業者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。」と定めている。

審査請求人の代表取締役であるXは、本件申請に係る販売場所在地の自己所有の土地建物において、大手のコンビニエンスストアのグループであるEのフランチャイズ店を開店した。Xは、妻のY及び子のZとともに、資本の総額を100万円とする審査請求人を設立し、以後、審査請求人が同店舗建物をAから賃借してコンビニエンスストアを営んでいるが、審査請求人の実態はX、Y及びZによる小規模の同族会社である。

審査請求人の決算報告書によると、第1期から最終事業年度である第4期までの財務の内容は、以下のとおりである（乙3）。

事業年度	売上高	売上総利益	当期損益	繰越損益
・ 第1期	0円	0円	▲50万円	
・ 第2期	2億円	5700万円	▲120万円	▲170万円
・ 第3期	2億5000万円	7000万円	10万円	▲160万円
・ 第4期	9200万円	2600万円	180万円	20万円

（*第4期は、決算期を変更し4ヶ月間）

- ④ 審査請求人は、第1期、第2期と赤字であり、第3期には10万円の利益を計上したものの、同期の繰越損失は160万円に達している。

審査請求人は、第3期において、X所有の前記店舗の賃借料を年額ベースで60万円減額しており、この減額がなければ、同事業年度においても、50万円の損失金を計上することとなり、前期からの繰越損失金との合計220万円が未処理損失金として計上されたはずである。また、第4期においては、決算期を変更して期間4箇月の短期決算を組み、上記のとおり店舗賃借料を減額したまま据え置くとともに、Xらの役員報酬を4か月ベースで160万円減額し、これにより、前記利益金を計上して前期までの未処理損失金を補てんしているが、これらを減額しない場合には、その利益金は20万円にとどまり、第3期からの繰越損失金220万円を補てんしても第4期において依然として200万円の繰越損失金を抱えることとなる（乙4）。

5 処分庁の意見

前記4④の事実によれば、審査請求人は、第1期及び第2期事業年度において損失金を計上し、第3期及び第4期事業年度には、利益金を計上して繰越損失金を補てん

したものの、賃借料及び役員報酬を減額しなかったとすれば、依然として200万円の繰越損失金を抱えていたものと認められる。また、証拠によれば、賃借料及び役員報酬の減額をし、第4期事業年度において短期決算を組んだのは、審査請求人において酒類販売業免許の取得を目的として作為的に審査請求人の経営状況が良好であるような体裁を整えるためにしたものであることがうかがわれる。

これらからすると、審査請求人は、基本通達第10号関係1(1)に該当し、本件処分当時、酒類販売店経営のために必要な資金的要素に相当の欠陥があり、本件申請の不許可事由である、法10条10号に該当する。

以上のとおり、本件処分は、何ら違法な点はなく、本件請求は理由がないから速やかに棄却されるべきである。

証拠方法

- | | | |
|---|----|--------------------------|
| 1 | 乙1 | 申請書 |
| 2 | 乙2 | 不許可通知(平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇号〇〇) |
| 3 | 乙3 | 決算書 |
| 4 | 乙4 | 事情聴取書 |

以上